

警察庁・農林水産省と同時発表

新たな「社会資本整備重点計画」の策定について

平成24年8月31日

国土交通省

1. 概要

社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する新たな社会資本整備重点計画が本日閣議決定されました。

新たな計画は、平成20年度から24年度までの現行の計画を1年前倒しで見直して、策定したものです。

新たな計画のポイントについては以下のとおりです（詳細は別添参照）。

(1) 期間

平成24年度から28年度まで

(2) 対象

道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸及びこれら事業と一体となってその効果を増大させるため実施される事務又は事業

(3) 主な内容

- ① 厳しい財政状況やグローバルな競争の進展等、様々な課題に対応するため、中長期的な社会資本整備のあるべき姿を提示
- ② 真に必要な社会資本整備を着実に推進するため、「選択と集中」の基準を踏まえ、「大規模又は広域的な災害リスクの低減」、「我が国産業・経済の基盤・国際競争力の強化」、「持続可能で活力ある国土・地域づくりの実現」、「社会資本の適確な維持管理・更新」という4つの重点目標を設定
- ③ ハード施策間の連携はもとより、ハード・ソフト施策間の連携、多様な主体の協働等、ソフトも含めた事業・施策間の連携を徹底
- ④ 計画の推進状況について、審議会^(※)によるフォローアップを実施

(※)：社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会

国土交通省は、計画の共管省庁である警察庁・農林水産省と協力して、重点的、効果的かつ効率的な社会資本整備に努めてまいります。

2. 閣議決定日

平成24年8月31日（金）

○お問い合わせ先

国土交通省総合政策局参事官(社会資本整備)付 佐溝、堤

TEL：(03)5253-8111（代表）（内線24208、24206）

(03)5253-8982（直通）

FAX：(03)5253-1548